

船舶保安システム規則

2009 年 第 1 回 一部改正

2009 年 10 月 30 日 規則 第 32 号

2009 年 7 月 28 日 理事会 承認

2009 年 10 月 23 日 国土交通大臣 認可

2009 年 10 月 30 日 規則第 32 号
船舶保安システム規則の一部を改正する規則

「船舶保安システム規則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

2 章 船舶保安システムの登録

2.3 を次のように改める。

2.3 ISPS 登録の消除

本会は、次の(1)から(6)のいずれかに該当する場合、ISPS 登録を消除し、会社はその旨を通知する。

- (1) 会社から ISPS 登録の消除の申込みがあったとき
- (2) 会社が船舶の管理を取りやめたとき
- (3) 3.4 及び 3.5 に規定する審査を受けないとき。ただし、船舶が係船中にこれらの審査を受けない場合を除く。
- (4) 審査において要求された改善が指定された期間内に完遂しなかったとき
- (5) 本会の承認を得ることなく、船舶保安規程の変更（3.5-1.(2)(b)の審査が不要なものを除く。）を行ったとき
- (6) 審査の手数料及び経費が支払われないとき

3 章 船舶保安システムの審査

3.5 臨時審査

-1.を次のように改める。

- 1. 臨時審査は、次の~~(1)及び~~、(2)及び(3)により実施されなければならない。
- (1) 臨時 ISSC 発行のための審査
 - (a) 新たに建造された船舶又は証書を所持していない船舶を就航させるとき
 - (b) 会社が過去に運航していなかった船舶の運航に責任を負ったとき
 - (c) 船舶の国籍が変更されたとき
 - (d) 船舶の所有者が変更されたとき
- (2) 船舶保安システムの変更に係る~~その他~~本会が必要と認める追加の審査
 - (a) 船舶警報通報装置の機能に影響を及ぼすおそれのある変更（取替え、改造、修理等）を行ったとき
 - (b) 船舶保安規程の変更（別に定める軽微な変更を除く。）を行ったとき
 - (c) 船舶保安システムの機能に影響を及ぼすおそれのある変更が生じたとき
- (3) その他本会が必要と認める審査

3.7 として次の 1 節を加える。

3.7 係船中の船舶

- 1. 係船中の船舶にあっては、3.3 に規定する船舶の初回審査、3.4 に規定する船舶の定期的審査、及び 3.5 に規定する臨時審査は行わない。
- 2. 係船中の船舶を再び航行の用に供しようとするときは、次の(1)又は(2)による。
 - (1) 係船前に有効な ISSC を有している船舶であって、係船期間が 12 ヶ月以内の場合は、原則として初回審査相当の臨時審査を行う。
 - (2) その他の場合は、臨時 ISSC 発行のための審査を行う。

附 則（改正その 1）

- 1. この規則は、2009 年 10 月 30 日から施行する。

3 章 船舶保安システムの審査

3.1 審査の実施及び準備

-1.を次のように改める。

-1. 審査は、別に定めるところに従って選任された本会の海事保安管理審査員（以下、「審査員」という。）が会社からの申込みにより行う。

附 則（改正その2）

1. この規則は、2009 年 11 月 1 日から施行する。

船舶保安システム規則実施要領

実施
要領

2009 年 第 1 回 一部改正

2009 年 10 月 30 日 達 第 52 号

2009 年 10 月 30 日 達 第 52 号

船舶保安システム規則実施要領の一部を改正する達

「船舶保安システム規則実施要領」の一部を次のように改正する。

3 章 船舶保安システムの審査

3.7 として次の 1 節を加える。

3.7 係船中の船舶

係船に先立って、船舶の所有者は、下記の書類を係船地の最寄りの支部・事務所に提出すること。ただし、下記(1)及び(3)の書類については、別途、鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.7, 又は船舶安全管理システム規則実施要領 5.5 の規定に基づき当該書類を提出する場合は、これを省略することができる。

- (1) 係船届け
- (2) ISSC 又は臨時 ISSC の写し
- (3) 主管庁の係船受理証明書の写し 1 部

附 則

1. この達は、2009 年 10 月 30 日から施行する。